

平成30年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第8回)

(STC Advanced)試験問題

<問題 1 >

本邦にある貿易会社Xは、メキシコにあるメーカーYから輸出令別表第1の2の項(33)に関連する圧力計を輸入し、アジア地域で販売する予定である。購入前に圧力計の該非判定をメーカーYに確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したらよいか正しいものを1つ選びなさい。

1. WA (ワッセナー・アレンジメント)
2. MTCR (ミサイル技術管理レジーム)
3. NSG (原子力供給国グループ)

＜問題2＞

外為法第25条第1項について、次の空欄（A）及び（B）にあてはまる語句の正しい組合せを1つ選びなさい。

第25条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして（A）で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、（A）で定めるところにより、当該取引について、（B）の許可を受けなければならない。

2～6（略）

- | | |
|-------------|----------|
| 1. A：政令 | B：経済産業大臣 |
| 2. A：経済産業省令 | B：経済産業省 |
| 3. A：政令 | B：経済産業省 |

<問題3>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術α（外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管する場合、メーカーXの本邦社員でなければ、アクセスできないとしても、メーカーXは、役務取引許可申請が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、中国にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術α（外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管する場合、メーカーXの本邦社員でなければ、アクセスできないのであれば、メーカーXは、役務取引許可申請は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、日本にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術α（外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管しているが、来月から、メーカーXの海外子会社の社員であれば、アクセスできるようにする予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可申請は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 4>

外為令別表の 7 の項に関する A から C までの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(参考条文) 外為令別表の 7 の項

	(X)	(Y)
7	(1) 輸出貿易管理令別表第 1 の 7 の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出貿易管理令別表第 1 の 7 の項 (16) に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) 及び 4 の項の中欄に掲げるものを除く。) (4) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) に掲げるものを除く。) (5) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) に掲げるものを除く。)	全地域

- A (X) には、「技術」が入り、(Y) には、「外国」が入る。
- B 外為令別表の 7 の項 (3) の括弧書きにある「4 の項」とは、輸出令別表第 1 の 4 の項のことである。
- C 外為令別表の 7 の項中の「経済産業省令」とは、貿易外省令のことである。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

<問題5>

本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の7の項(9)に該当するサンプリングオシロスコープ(1セット・総価額90万円)をシンガポールにあるメーカーYに輸出する予定である。契約は平成30年7月20日に締結し、平成30年7月31日に輸出する予定である。メーカーXは、メーカーYから契約締結前にサンプリングオシロスコープの使用説明書を入手したいと言われた場合の、メーカーYへの対応方法について、正しい説明を1つ選びなさい。なお、メーカーYの用途は、民生用途とする。

1. サンプリングオシロスコープは、少額特例が適用できるので、メーカーXは、使用説明書をメーカーYと契約を締結した平成30年7月20日から、メーカーYに提供できる。
2. 使用説明書は、当該サンプリングオシロスコープを購入すれば誰でも入手できるので公知の技術にあたる。したがって、メーカーYと契約を締結した平成30年7月20日から、メーカーYに提供できる。
3. 使用説明書は、外為令別表の7の項で規制されていないので、メーカーXは、契約締結以前でも、メーカーYに提供できる。

(参考条文) 外為令別表の7の項

7	(1) 輸出貿易管理令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出貿易管理令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1) 及び4の項の中欄に掲げるものを除く。) (4) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1) に掲げるものを除く。) (5) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1) に掲げるものを除く。)
---	--

<問題6>

本邦にあるメーカーXは、8年前に輸出許可を取得し、タイにあるメーカーYに輸出した測定装置α（輸出令別表第1の2の項該当）が故障したので、一旦、本邦に戻し、修理後、メーカーYに送り返す予定である。

この場合、メーカーXの対応について正しい説明を1つ選びなさい。なお、修理代は70万円とする。

1. 8年前の測定装置αで、修理代が70万であっても、無償告示第一号1の規定が適用できる。したがって、メーカーXは、輸出許可申請は不要である。
2. 8年前の測定装置αは古いので、無償告示第一号1の規定は適用できない。したがって、メーカーXは輸出許可申請が必要である。
3. 8年前の測定装置αで、修理代が70万円かかっているので、無償とは言えない。したがって、無償告示第一号1の規定は適用できない。ただ、メーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得していれば、当該包括許可を適用して輸出することができる。

<問題7>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。なお、輸出する貨物は、全て告示貨物ではない。

- A 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYから、1つの注文で輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物の注文を受けた。総価額は150万円だったので、発送を2回に分け、毎回、総価額75万円にすれば、それぞれ少額特例を適用して輸出できる。
- B 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYから、1つの注文で輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物の注文(総価額は90万円)を受けた。用途を確認したところ、戦車の製造に使用すると連絡を受けたが、メーカーXは、少額特例を適用して、輸出することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYから、1つの注文で輸出令別表第1の7の項(1)に該当する貨物(価額90万円)と輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物(価額90万円)の注文を受けた。この場合、総価額は180万円になるので、少額特例は適用できない。したがって、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題8>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるX大学は、外為令別表の9の項に該当する暗号通信プログラムαのソースコードを不特定多数がアクセスできるX大学のホームページで公開している。それをそのまま機械語にした暗号通信プログラムαは、不特定多数に公開されていないが、貿易外省令第9条第2項第九号ニにより、英国にある大学に提供する場合、役務取引許可は不要である。
- B 本邦にあるX大学は、来月、X大学の大学院で博士号を取得した者のみに、X大学で開発した外為令別表の9の項に該当する技術を含む資料αを配布する予定である。この場合、資料αの配布は公知の技術の提供といえるので、現在、外国に居住する当該博士号を取得した者（非居住者）に提供する場合、役務取引許可は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、7年前に欧米各国で出版され、現在は絶版になっている専門書α（外為令別表の2の項に該当する技術が含まれている）をフランスにあるメーカーXの子会社に提供する場合、役務取引許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題9>

以下のAからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、タイにあるメーカーYより輸出令別表第1の16の項に該当する電子部品100個の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該電子部品を使用して、軍用の無線機の製造に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは輸出許可申請が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYより輸出令別表第1の16の項に該当する電子部品100個の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該電子部品を使用して、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーは、輸出許可申請が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業Yから、社員の健康管理のために使用するため、輸出令別表第1の16の項に該当する血圧計や心電図（20セット）の注文を受けた。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題10>

以下のAからCのうち、通達で許可の申請先が「経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課」と規定されているものは、いくつあるか答えなさい。

- A 一般包括許可の申請
- B 通常兵器キャッチオール規制の輸出許可申請
- C 特別一般包括許可の申請

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 1 >

AからCのうち、遵守基準省令について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xは、毎日、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を外国のメーカーに輸出している。遵守基準省令第1条によれば、「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、週に1度、輸出令別表第1の7の項に該当する貨物を外国にある子会社に輸出している。遵守基準省令第1条によれば、「該非確認責任者」を選任する法的義務がある。
- C 本邦にあるメーカーXは、国内専業メーカーで輸出を全く行っていない。先月、英国から購入した製造装置（輸出令別表第1の16の項に該当）が、故障したので、返品修理のため英国に輸出する予定である。この場合、遵守基準省令第1条によれば、「統括責任者」を選任する法的義務がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 2>

運用通達 1-1 (7) (二) (a) の輸出許可基準に関して、(X) 及び (Y) に入る正しい組合せを 1 つ選びなさい。

(二) 輸出許可

(a) 輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可は、次の輸出許可基準により行う。

- 1 貨物が実際に (X) に到達するのが確からしいか否か
- 2 申請内容にある (X) が貨物を使用するのが確からしいか否か
- 3 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある (Y) に使用されないことが確からしいか否か
- 4 貨物が (X) によって適正に管理されるのが確からしいか否か

1. (X) 仕向地 (Y) 需要者
2. (X) 仕向地 (Y) 軍事関連企業
3. (X) 需要者 (Y) 用途

＜問題 13＞

本邦にあるメーカーXは、来月、以下の条件で部品洗浄装置を中国にあるメーカーYに輸出する予定である。部品洗浄装置の内部には、輸出令別表第1の3の項(2)にいずれも該当するバルブ α とバルブ β が、それぞれ1セット正当に組み込まれている。この場合、メーカーXは、輸出の際、どのような対応をしたらよいか最も適切なものを1つ選びなさい。

(条件)

- ①部品洗浄装置は、輸出令別表第1の16の項に該当する。部品洗浄装置の初期製造時の市場価格は500万円である。
- ②バルブ α は、部品洗浄装置の初期製造時にバルブの専門店から32万円で購入し、バルブ β は、30万円で購入した。
- ③メーカーXは、一般包括許可を取得している。
- ④メーカーYの用途は、民生用途である。

1. 部品洗浄装置内のバルブ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないので、一般包括許可を適用して輸出する。
2. 部品洗浄装置内のバルブ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないが、いずれのバルブもボルトとナットで取り付けられていれば、運用通達の「半田付け」の規定により、輸出許可申請は不要である。
3. 部品洗浄装置内のバルブ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないので、個別の輸出許可申請が必要である。

<問題14>

AからCまでのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、本邦にある貿易会社Yと国際入札の最終打合せを米国にあるホテルで行う予定である。その際、メーカーXが外為令別表の3の項に該当する技術 α について、貿易会社Yに米国で説明する契約になっている場合であっても、本邦にある法人同士なので、役務取引許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXの技術部長は、販売代理店である本邦にある貿易会社Yの営業部長から、外為令別表の6の項に該当する工作機械の技術資料 α をメールで送るように頼まれたので、直ちに本邦から電子メールで送った。営業部長は、英国に出張していたので、英国のホテルで、技術部長からの電子メールを受け取った。この場合、技術部長は、結果的に英国にいる営業部長に外為令別表の2の項に該当する技術資料を送ることになったとしても、役務取引許可は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXの技術部長は、都内にあるY国大使館で、大使館員に対し、サイバー攻撃に対応するシステムに関する講演を行う予定である。講演内容には、外為令別表の9の項に該当する技術が含まれているが、専門性が高く、専門家でなければ、一回聞いただけではわからないので、役務取引許可は不要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題15>

以下のAからCまでは、外為法等遵守事項の資料管理に関する事例である。下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、輸出先の用途は民生用途とする。

- A 本邦にあるメーカーは、少額特例を適用して、英国にあるメーカーに告示貨物に該当する貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも3年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーは、輸出許可を取得して、米国にあるメーカーに輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物 α を輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーは、中国にあるメーカーに輸出令別表第1の16の項に該当する貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 16>

AからCまでの貨物を無許可輸出した者が、外為法第69条の6第2項第二号の罰則を科されるものは、いくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の6の項(2)に該当する測定装置
- B 輸出令別表第1の2の項(12)に該当する測定装置
- C 輸出令別表第1の16の項に該当する測定装置

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 17>

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可について、AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の5の項に該当する合金を米国にある軍の研究所に輸出し、戦車の製造に用いられる場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の5の項に該当する合金を中国にある軍の研究所に輸出し、戦車の製造に用いられる場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の5の項に該当する合金を外国ユーザーリストに掲載されている中国の研究所に輸出し、用途が民生用途であっても、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18>

以下のAからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 「貨物等省令第8条第一号に該当する伝送通信装置」専用の電源装置単体は、貨物等省令第8条第一号に該当しない。
- B 「貨物等省令第8条第一号に該当する電子式交換装置」専用の液晶表示装置単体は、貨物等省令第8条第一号に該当する。
- C 「貨物等省令第8条第一号に該当するフェーズドアレーアンテナ」専用のボルト単体であって、150度を超える温度で使用することができるように設計したものは、貨物等省令第8条第一号に該当する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参考条文)

貨物等省令第8条第一号	伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる影響を防止することができるように設計したもの ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。） ハ 124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。）
-------------	---

<問題19>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのシンガポール支店は、米国にあるメーカーYから産業用銃（輸出令別表第1の1の項該当）を購入し、香港にあるメーカーZに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、産業用銃の仲介貿易取引を行う際、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をタイにあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、家電の製造であるが、メーカーZが外国ユーザーリストに掲載されている場合、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのタイ現地法人は、米国にあるメーカーYから産業用銃（輸出令別表第1の1の項該当）を購入し、香港にあるメーカーZに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、産業用銃の仲介貿易取引を行う際、仲介貿易取引許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題20>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置をタイに輸出して、ストック販売をする場合、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。
- B 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置をフランスの警察に輸出し、デモ隊の鎮圧に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は、不要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置をフィリピンの警察に輸出し、地震による人命救助のために用いられることが明らかな場合、「届出」は、不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 2 1 >

以下の問題文を読んで、下線部分が、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

外為法第69条の6の規定によれば、輸出令別表第1の3の項に該当する貨物（価格30万円）を無許可で輸出した者は、3,000万円以下の罰金に処される。

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

提出書類通達によれば、仕向地（提供地）に関係なく、個別の許可申請を行う者は、提出書類通達 I にある①から⑱の調査事項について、全て確認する義務がある。

＜問題 2 3＞

EAR に関する以下の説明を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

大学の博士課程における基礎研究の過程で得られた技術であって、科学コミュニティで共有される技術は、EARの規制対象とならない。

<問題 24>

EAR に関する以下の説明を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の 2 桁目の英記号は品目の形態を表しており「C」は、当該品目が「材料」であることを示している。

＜問題 25＞

EAR に関する以下の説明を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

EARに違反して取引権限が停止されている取引権限停止者(Denied Persons)向けにEAR規制対象品目を輸出又は再輸出することは禁止されているが、日本国内におけるEAR規制対象品目の取引権限停止者との取引も禁止されている。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)(注2)
EAR	Export Administration Regulations 米国輸出管理規則